

第2回
消防計画の未作成に関する
大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会
議事録

令和4年11月17日
大槌町役場 3階大会議室

開会 午後4時00分

1 開会

松本会長：それでは、ただいまより「第2回消防計画の未作成に関する大槌町職員の不幸事に係る第三者委員会」を開催します。まず出席委員の確認から始めていきたいと思っております。私、委員長の松本です。委員の相高宏太先生、今日はウェブの参加です。同じく委員の細川恵喜先生。以上、3名の委員が出席しております。大槌町第三者委員会設置条例6条の規定により、委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。



2 議事

(1) 詳細な経過と関係書類について

松本会長：それでは議事に入っていきたいと思います。はじめに、前回の委員会の際に事務局にお願いをしておりました経過及び関係書類、ヒアリングの対象となる職員の候補者について事前に提出がありました。まず、詳細な経過と関係書類につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（沼田）：それでは事務局から資料のご説明をさせていただきます。まず初めにお配りしております、資料1につきましては、前回第1回の第三者委員会の議事内容をまとめた議事録になります。続いて、資料2の消防計画の未作成に係る詳細な経過及び関係書類についてご説明させていただきます。本資料につきましては、平成23年3月11日の東日本大震災によって、役場庁舎が流失して翌年の平成24年9月25日に新庁舎を開庁した時から、令和4年4月26日に大槌町役場庁舎の消防訓練を実施した時までの消防計画に係る事項について、時系列に整理したものです。それぞれ関連する資料につきましては、とじ込み資料として添付させていただいております。

はじめに新庁舎開庁後の平成24年9月25日、現町長で当時の総務部長の平野氏が防火管理講習を終了し、同年翌月の10月5日に防火管理者に選任されました。修了証につきましては資料1、大槌消防署長への防火管理者選任届出書につきましては資料2となっております。

その後、消防計画書の作成に取り組みしましたが、未提出となっております。資料3は未完成の消防計画書案でございます。平成28年9月21日に大槌消防署による立ち入り検査がありましたが、その際の立ち入り検査結果通知書につきましては、不明でございます。続きまして令和2年7月14日に大槌消防署による2度目の立ち入り検査があり、資料4の大槌町長宛の立ち入り検査結果通知書により防火管理者の未選任、消防計画の未提出、消防計画に基づく消防訓練の未実施の指摘を受けました。通知書では1ヶ月後の8月15日までの提出を求められておりましたが、約3ヶ月後の10月13日に釜石大槌地区行政事務組合消防署長宛てに立ち入り検査指摘に対応する防火管理者の選任と消防計画を早急に作成提出し、消防訓練を実施する旨の改善計画書を提出しました。資料5役場庁舎、資料6会議室に分かれておりますが、防火管理者選任届出書は同じものでございます。当時の企画財政課長の藤原氏が選任されました。資料7と8は、役場庁舎、会議室それぞれの改善計画でございます。翌年の令和3年11月11日に企画財政課長の太田氏が役場庁舎管理担当課長としての防火管理の知識習得と消防計画未策定の解消を図る復命書を提出しております。資料9が復命書、資料10が太田氏の修了証でございます。その翌年令和4年3月の大槌町議会定例会における令和4年度一般会計予算審議におきまして、役場庁舎の消防計画未作成と消防訓練の未実施が発覚いたしました。同年3月25日に大槌消防署から大槌町長宛てに4月8日までに消防計画を届け出るよう警告書が発令され、3月28日に町長から大槌消防署長宛てに受領書を提出しております。同日に臨時記者会見を開き、経緯、現在の状況、今後の対策につきまして、資料13のように説明をしております。また同日、消防署長宛てに新しく防火管理者として企画財政課長の太田氏を選任いたしました。翌日の3月29日には消防計画を消防署長に提出し、大槌町企画財政課から報道機関に「大槌町役場庁舎等の消防計画について」をプレスリリースし、消防計画の提出と4月26日の消防訓練実施についてのお知らせをしております。4月13日には大槌

町役場大会議室で公の施設管理権限者及び防火管理者等会議を開催しました。会議の内容につきましては、資料の 18 から 21 までになっております。最後になりますが、4月 26 日に計画通り役場庁舎の消防訓練を実施いたしました。実施内容、講評、反省点などにつきましては、資料 22 の復命書に記載のとおりでございます。以上が経過の詳細と関係書類についての説明でした。

松本会長：ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について質問等ありましたらお願いいたします。

相高委員：今の説明で令和 2 年 10 月 13 日に改善計画書を提出したとあったのですが、資料によると「改善計画書案」のみです。提出したものの写しなどは特になんということになりますか。

事務局（関谷）：「案」がついていますが、その起案文書がありまして、起案文書には町長まで決裁をもらったという証拠が残っております。

松本会長：「案」と書いてあるけど、実際同じものが出されたという趣旨ですよね。

事務局（関谷）：はい。

松本会長：相高先生、よろしいですか。経過の詳細と関係書類については以上とします。



（2）職員へのヒアリングについて

松本会長：続きまして、職員へのヒアリングにつきまして、こちらも事前にヒアリング対象者を提示されておりますので、説明をお願いいたします。

事務局（沼田）：資料 3 をご覧ください。こちらにつきましては、現在の庁舎になってから庁舎管理を担当する部署に所属していた職員のうち、課長、班長、そして正担当者について、平成 23 年度から令和 4 年度まで年度ごとに整理をしたものでございます。そして資料 4 ですが、こちらは財政課管財班の事務分掌について、平成 24 年度から令和 4 年度まで、年度別に抽出してまとめたものでございます。詳細につきましては、この資料のお名前等ご確認いただければと思います。簡単ですが、事務局からは以上でございます。

松本会長：資料 3、資料 4 がヒアリングの対象者のリストということになってくるのかなと思いますが、これに関するご質問等ございますか。

松本会長：1 点、私の方からさせていただきます。この資料 3 のヒアリング対象候補者につきましては、二役・関係者（担当）という記載があり、資料 4 の事務分掌一覧表には、正担当・副担当と書いてありますが、基本的には、この正担当の方が消防計画や防火関連の関係の仕事を担当していたという理解でよろしいですか。

事務局（沼田）：結構でございます。

松本会長：資料の説明については以上です。



（3）今後の議事の進め方について

松本会長：今後の議事の進め方について協議をしていきたいと思っております。資料を頂戴し、色々見えて来たことがあるかと思っております。例えば、この資料 2 を拝見しますと、震災後に役場が庁舎移転した後に開庁した平成 24 年の段階では、防火管理の講習の再交付を受け、防火管理者の選任まではしているというところがあるのですが、消防計画書については案の作成で止まってしまっています。それから、平成 28 年に消防署の立ち入り検査が 1 回あり、さらに令和 2 年 7 月に 2 回目の立ち入り検査があったということですが、2 回目の立ち入り検査については結果通知が残っていますが、1 回目の平成 28 年の結果通知に関しては資料が見当たらないという状況になっています。少なくともこの経緯を見ていると、役場の移転当初は、ある程度防火管理者の選任や消防計画書の作成という仕事をやらなければいけないという認識はあったのではないかなと推測されるところです。他方で平成 28 年、令和 2 年の立ち入り検査

につきまして、特に平成 28 年につきましては、資料もなく詳細が分かりませんが、少なくとも令和 2 年と同じような指摘を受けていたのではないかと感じております。そこで、どうして結果通知の内容を踏まえた対応がなかったのかが、気になっています。令和 2 年に関しては、改善計画書を出しているようですが、消防計画と消防訓練の実施はできてなかったということですね。この経緯を踏まえて、この平成 24 年、25 年あたり、あるいは平成 28 年、令和 2 年あたりを中心に調査を深めていくということが一つの進め方かなと思っております。

私の一つの意見としては、まず平成 28 年の大槌消防署の立ち入り検査についての資料がないという状況ですので、第三者委員会の方から大槌消防署に資料がないかの問い合わせをして、資料があれば出してもらおうということをやってみてもいいのかなと想っているところです。何かご意見がございますか。

細川委員：私も基本的には同意するところがございます。あくまで庁内に資料がないということですので、そこはまず消防署に尋ねるという順番です。それでもなお、ないという場合は、担当者等に聞く順番になるのかなと考えておりました。

松本会長：相高先生何かございますか。

相高委員：私も特に異論はありません。

松本会長：では、この点は一つ進めてみようと思っております。

松本会長：また、ヒアリングを誰にどう行うかについて、先ほど申し上げたように、特に平成 28 年あたりと令和 2 年あたりには立ち入り検査もあったということですので、このあたりを中心に担当の方をヒアリングしていくというのは一つのあり方かなと想っています。例えば、平成 28 年、令和 2 年頃の正担当の方にお話を伺っていくのがいいのか、あるいは防火管理者の部長課長にお話を聞いていくのがいいのか、いかがでしょうか。

細川委員：そうですね。今平成 28 年、あるいは令和 2 年あたりを中心に見ていくというところは、まさしくその通りになるのかなと想います。あとは、調査が入ってきたときの状況もそうですし、一部は引き継ぎのようなどころも問題にはなるのかなと想います。先ほど会長がおっしゃったように、当初はある程度行われていた意識があるようですので、そこがなぜ引き継がれなかったのか、平成 28 年にいたってはおそらく管理者がいなかった時代ですので、引き継ぎ等の部分も視野に入れてヒアリングするのかなと考えておりました。

松本会長：相高先生、なにかご意見ございますか。

相高委員：はい。私も同意見なのです。平成 28 年に関しては、引き継ぎの部分で部長の方も聞いてみてもいいのかなと想います。

松本会長：具体的に誰をヒアリングしていくのかを少し検討してもいいのかなと想います。資料 3 の部長課長あたり、あるいは、資料 4 の正担当あたりに絞っていくことになるかという感じがしています。どの辺にお話を伺っていくのがいいと想いますか。

細川委員：難しいところではありますが、資料を見る限り正担当はいたことにはなっているので、まず現場レベルでお話を聞いてみてもいいのかなと想っております。

松本会長：例えば平成 28 年ですと、事務分掌一覧表資料で、A さんという方の名前が出ています。この方は平成 27 年度も同じ立場におられるということでもあります。それから令和 2 年のところにつきましては、B さんという方の名前が出ております。このお二方あたりにお話を伺っていくのが一つのあり方というところでしょうか。

細川委員：正担当に関しましては、私はそれでよろしいかなと想っております。

松本会長：逆に正担当を聞くのと一緒に、ある程度もう少し上の方にもお話を聞いたほうがいいのかは聞いてみないと分からないところですね。まずは正担当の方にお話を伺っていくという形にして、必要に応じて広げていくということでいかがでしょうか。

細川委員：得られる情報量等を含め、まず正担当の方に現場レベルで聞いた方がよろしいと考えています。

松本会長：そうしますと、とりあえずこのお二方にお話を伺っていくということになるのかなと思うのですが、今名前が挙がっているお二人については現在も在職していて、ヒアリング等の実施は可能でしょうか。

事務局（関谷）：派遣職員なので確認する必要がございます。

松本会長：現在は派遣職員として在職はされているのでしょうか。

事務局（関谷）：庁舎の役場の方にはおりません。

松本会長：派遣終了になっているということですね。そうすると、願いをしても聞けない場合もあるということですね。

事務局（関谷）：相手に聞かなければ判断できません。

松本会長：それはお二人ともということですか。

事務局（関谷）：そうです。

松本会長：そうすると、まず進め方としては大槌消防署の資料の提出のお願いを進めながら、このお二人に関してヒアリングへの協力が可能かどうかの確認をするというところを進めておいて、その結果を踏まえて、次のステップを考えていくということになるかと思います。今日の議事の段階である程度、ヒアリングする対象をすべて決めた方がいいでしょうか。

まとめてやるということであれば、なるべく多くの人の名前を挙げておかなければいけないかなと思っています。例えば平成 28 年度、令和 2 年に着目してやろうと思っているのですが、ここの正担当の人の話が聞けないということになってくると、ヒアリングの成果が変わってくるのではないかなと思っています。正担当ができないと、次に副担当、あるいは班長さんに話を聞いていくということが考えられるのですが、正担当に聞ければやらなくても良いという判断もありえるところですね。その辺どうやって行くのがいいのかなと思っています。例えば次回期日をあまり遠くに入れないで、とりあえずその二人ができるかできないか、できればやってしまうということで、日程を組んで、次回また次のステップを考えていくという方法もありかと思いますが、ある程度聞ける人は集中的にやっという発想に立てば、もうある程度聞けない場合に備えて、名簿をあげておかないとよくないのかなというふうに思っています。

事務局（藤原）：このリストに従って、関係する職員から聞く方向が良いのかなと思っています。

次どうするかということではなくて、その年度ごとに担当者等おりますので、その状況を聞いていった方がいいのではないかなと考えています。

松本会長：ある程度ここで決めてヒアリングする人はするという方向にして、出来る、出来ないも含めて次回報告をあげるみたいな流れですかね。今までのやり取りについて細川先生、相高先生ご意見ございますか。

細川委員：先ほどの会長のお話ですと、まず正担当の話を聞いて、そこから得られた情報を踏まえて、次の人を聞くかどうかといったような話でしたので、そうすると根本的に方向性を考えなければいけないのかなとは思いますが、ある程度一気にリストアップするとなると、もう少し資料とか情報が欲しいようなところは正直あります。今この場で全員あげることもできなくはないと思いますが、検討はより必要になってくるのかなと思っています。

松本会長：相高先生ご意見ございますか。

相高委員：会長の方針が良いと思っています。今ヒアリングの対象者をあげるとなるとかなり範囲が広くなりすぎるような気がしていて、同じ話を別々の方から聞くという場面にもなりかねないかなと思うので、もう少し絞った状態でヒアリングしてもいいのかなと思います。

松本会長：今お話を伺って思ったのですが、どこをヒアリングするかということで、今平成 28 年度、令和 2 年度に着目してやっています。そこから他の年度も含めてやっていくということになると、相当な数になってくるかと思いますが、仮に平成 28 年度、令和 2 年度に着目すると、平成 28 年は、部長以下で、Cさん、Dさん、Eさん、Aさんの4名、令和 2 年は、Fさん、Gさん、Bさんで3名、合計7名ですので、できない数ではないのかなと思いますが、結局派遣の方の話が聞けないということになれば、ほかの方に話を聞いていくしかないと思います。そうすると、確かにある程度幅広くリストアップしておいたほうが、議事の進行としては早いのかもかもしれません。

細川委員：年度を区切ってやっていくという方向性であれば、ある程度数は見えていますので、ひとまずこの年度のリストだけあげて、本当に聞けるかどうかの確認だけでも幅広くやってもいいのかなと思います。

松本会長：相高先生一言いただけますか。

相高委員：仮にですが、年度を区切っていった正担当から聞けなかった場合に、その次年度の担当の方や関係の方からも聞いて、前年度がどうだったかのヒアリング等は考えているのでしょうか。

松本会長：そういう考え方もありえるところですが、どちらかというと、その次年度の人に聞くよりは正担当、副担当がいるので、正担当が聞けなかったら副担当に聞いたほうがまだ良いのかなという気がしているのですが、どうでしょうか。

相高委員：正担当、副担当でどれぐらいの情報共有がなされているのかわからないので、まずはその年度の方々に聞くというところはあると思います。ヒアリングする方の範囲をある程度広めにとるっていうことであれば、次年度の方も入れてもいいのかなと。

松本会長：わかりました。

松本会長：今平成 28 年度、令和 2 年度で絞って話をしていますが、他で気になる所はありませんか。

相高委員：他の年度のところでいくと、消防計画案は作成されたけれども、提出までいたらなかったところ、この部分もなぜ作ったのに提出にいたっていないのか、特にその部分に関して資料がないのでヒアリングしてもいいかなと思います。

松本会長：ありがとうございます。平成 24 年、25 年は、F さん、総務部の担当は、H さん、I さん、F さんですので、この辺りプラスしておこうというのはありかもしれませんね。

細川委員：避難訓練に関しては当初からやられてなかったということですので、当初の話も一つ考えてもいいのではないかとというのが一点あります。あとは防火管理者というのも今回ポイントにはなっていますが、平成 27 年の段階から空白が始まっており、うまく引き継ぎがなされてなかった可能性もあると思います。気になる点といえば、私からは当初の平成 24 年になります。平成 23 年、24 年とあと 27 年も一応対象になってくるかなと考えております。

松本会長：ありがとうございます。平成 27 年度の A さんは派遣ですし、I さんは退職されていて、D さん、E さんですので、この辺りを追加するかということですかね。

松本会長：ヒアリングをどう行っていくかも、議論をしていきたいと思います。ヒアリングですから、当然、我々の方で質問をして回答いただくということになります。当然その質問事項も、ある程度用意しておく必要があるのかなと思うところです。ある程度疑問がある所で絞っていますので、その疑問点についてお答えいただくという形で進めていいのかなという気もするのですが、事前に何かご質問事項とかを通知しておいた方がいいのか、その場で聞いたほうがいいのか、いかがでしょうか。

細川委員：そうですね。時間が経っているところがあり、過去をさかのぼるという話になってしまうので、その場で投げかけた時に正確にその場で返ってくるかどうかという疑問はあるので、大まかな概要は通知するというのもありなのかなと考えております。事前に教えるとなれば、全部教えてしまうというのも平等な取扱いかなと思います。

松本会長：相高先生ご意見ございますか。

相高先生：私としては、その場で聞いて、いきなりそれを聞かれてもというような状態になっては、ヒアリングの意味が半減してしまうところがあると思うので、事前にこういう内容は聞きますという、大まかな内容はお伝えして、準備はしていただければいいのかなと思います。

松本会長：そうでしたら、ヒアリングの対象者に対しては大まかな質問事項を、事前に通知をしておいて、ヒアリングを実施するという方法をとるということで行きましようか。

松本会長：順番とかも決めておきますか。

細川委員：現段階で出来ることはひとまず聞きたい人をリスト化して、本当に来られるのかどうかをチェックしていただくしかないのかなと思います。それを踏まえて予定を組んでいくしかないのかなと思っています。

松本会長：確かにそうです。まず、こちらで人数をリストアップし、質問事項も用意した上で、ヒアリングに対する協力が得られるかどうかというところを確認して行く。確認が取れた人の人数を確定した上で、実際のヒアリングを行うという形でやっていきましようか。

細川委員：ただ、先ほどの話だと、場合によっては正担当の話が聞ければ、班長や副担当の方はいらない可能性もあるので、そこも柔軟に考えなければいけないかなとは思っています。

松本会長：そうですね。

細川委員：全員聞いてしまうというのも、一つの手ではあるのかなと思います。

松本会長：消化不良になる気がするのですよね。

細川委員：おっしゃる通りなので、質問事項云々よりも本当にまずこの場に出てきてもらえるのかどうか、呼べる人を確定させる必要があるのかなとは思っています。そこからその人に質問事項を投げかけるという順番もありなのかなとは思っています。

松本会長：個人的な意見で、一番着目したいのは、この平成 28 年、令和 2 年、あとはせいぜい平成 24 年というところが、大きな核になってくるのかなと思っています。そこについてはある程度進める方向で考えて、また必要に応じて他の年度も考えていくという進行を考えます。具体的にお名前をあげていくと、平成 28 年、令和 2 年は先ほどご紹介した 7 名の方、平成 24 年度をやるにしても H さんと I さんと F さん、プラス 3 名の 10 名をヒアリングしていくということになり、その 10 名のうち、応じていただけるかどうかを速やかに回答いただく。応じていただけるかどうかの確認が取れた時点で、質問事項等を取りまとめて、事前に通知をしたうえでヒアリングを実施するという流れでよろしいですか。

細川委員：私は異議ございません。

松本会長：追加のヒアリングが必要であれば、考えてみるということにしましょう。そうしますと、今申し上げた 10 名の方に、ヒアリングの実施に関するご協力をお願いを事務局からしていただきたいと思いますが、事務局ですぐにお返事をいただくことはできますか。

事務局（関谷）：比較的早くできると思います。

松本会長：その回答を踏まえて、質問事項を検討して取りまとめることになると思うのですが、どう作成していきますか。委員の三者間で、ある程度の協議をして、案を作ってお出し合っていきますか。

細川委員：そうですね。三者間でというのは、第三者委員会の場ではなくということですか。

松本会長：質問事項をやり取りするだけであればメールなりのやり取りでも充分検討できるのかなという気がしているのですが、どうでしょうか。

細川委員：私自身はそちらの方が迅速に取りまとめられて、その結果をこの場で報告できれば十分なのかなという気がしています。

松本会長：そうすると、ヒアリングの実施の前に、第 3 回を開いたほうがいいでしょうか。

細川委員：そうですね。何を聞くのかという、報告の場自体はあったほうが良いのかなと思います。今、公になっているという趣旨を考えれば、いきなり事前にこれを出しておきましたとなるよりは、取りまとめた結果、こういう結果になり、事前に送っておきましたというのでもスマートなやり方かなと考えています。

松本会長：相高先生、進め方の部分について、ご意見あればお願いします。

相高委員：ヒアリングの前にこの方々にこういう内容でヒアリングしますという報告を兼ねて一回いれるというのはいいのかなと思います。

松本会長：ありがとうございます。確認をもう一回していきますと、ヒアリングに関しては、平成 24 年、28 年、令和 2 年あたりを中心に行っていくということで、この資料 3 に基づいて、3 年度分の関係者に書いてある方々のヒアリングを行っていくということで、ヒアリングについて応じていただけるかいただけないかの回答を速やかにいただいて、その回答を踏まえて質問事項の概要というものを作っていくと。作った結果を第 3 回の第三者委員会において報告をした上で、実際のヒアリングを行っていくという流れでよろしいですかね。

細川委員：私は異論ございません。

松本会長：ヒアリングで何を聞くかについては、第 3 回の委員会前には完成させておかなければいけないと思うのですが、これは先ほど申し上げたように、委員間で協議をして、この期間に、詰めておくという流れでよろしいですか。

細川委員：私はそれで構いません。

松本会長：相高先生もよろしいですか。

相高委員：はい。

松本会長：担当とか決めてしまいますか。

細川委員：そうですね。年度で区切ってちょうど 3 人ですので、年度ごとでよろしいかなと。

松本会長：ではそのようにやっていきましょうか。

そうしましたら、大槌消防署からの回答とヒアリングに応じていただけるかどうかの回答を最初に求めて、その回答を見てヒアリングの質問事項等を検討して、大体結論を出した上で、第 3 回の議事を開き、第 3 回の議事の後にあまり間を置かずに実際のヒアリングを実施してい

くという進行でやっていきたいなと思います。その前に大槌消防署に問い合わせをする問合せ文書を作らないといけないですね。それは速やかにこの委員三者で詰めて、事務局の方にお渡しをするという形にしましょうか。事務局側から何か確認ございますか。

事務局（関谷）：ヒアリングについて、各平成24年、28年、令和2年の年度に区切って3人で割ってヒアリングを行うということではよろしかったですか。

松本会長：あくまで質問事項を作る担当を決めるという趣旨でした。ヒアリング自体は、おそらく全員でやった方がいいのではないかなと思っていますので、そういう認識です。

事務局（関谷）：分かりました。質問を作ると言うところですね。

松本会長：あとはよろしいですか。

事務局（関谷）：大丈夫です。

松本会長：今日確認した部分を速やかに進めて、なるべく早めに第3回の委員会を開けるよう、また、ヒアリングの実施についても、なるべく早く実現するように努めていきましょう。今日の議事としては以上でよろしいですか。

細川委員：はい。

松本会長：相高先生もよろしいですか。

相高委員：はい。

松本会長：何か他にご発言ございますか。

細川委員：次回日程は消防署とかの回答次第ということになりますかね。

松本会長：回答次第でいいのかなと思っています。

細川委員：はい。結構です。



3 閉会

松本会長：以上をもちまして、第2回の委員会を終了いたします。次回の委員会につきまして、また事務局から改めて日程等通知いたします。本日はありがとうございました。